

## 確認検査手数料改定のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当機関では**令和 3年 5月 1日引受分より、確認検査手数料の一部を改定させていただきますことになりました。**

今後もより一層のサービス向上を心がけてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ■手数料改定の理由及び変更内容

(1) 改正建築物省エネ法の施行に伴い、省エネ適判を要する建築物の完了検査及び仮使用認定手数料加算額の計算方法を見直します。

・**省エネ適判を要する建築物の手数料加算額を計算する算定面積を、当該建築物の床面積の合計から当該省エネ適判を要する部分の床面積の合計に変更します。**

(2) 確認検査の審査、検査及び事務手続きの業務量の増加に伴い、確認検査手数料を見直します。

・**完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は、当該検査手数料に 3,000 円を加算します。(工作物)**

・**完了検査において計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合の審査に係る手数料の額は、48,000 円とします。(建築物)**

・**完了検査において計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合の審査に係る手数料の額は、計画変更手数料とします。(工作物)**

・**完了検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、完了検査手数料の二分の一を超えない範囲で別に手数料を定めます。(建築物及び工作物)**

(3) その他手数料表の見直し等を行うとともに、内容を分かりやすく変更します。

### ■変更を行う時期

**令和 3年 5月 1日引受分より改定した手数料を適用させていただきます。**

〈お見積り、お問い合わせ先〉  
株式会社都市居住評価センター  
確認検査事業部  
TEL03-3504-2386  
FAX03-3595-0900  
kakunin@uhec.co.jp